

仕 様 書 (案)

1. 事業名

令和8年度観光地域動向調査事業

「千曲川ワインバレーにおける観光産業の人手不足・事業継承実態調査」

2. 事業目的

北陸信越運輸局では、地域関係者と連携して地域の特色を活かした観光地域づくりを推進するため、地域の課題解決に向けた観光地域動向調査を実施することとしている。

長野県・千曲川ワインバレーは、東御市が2008年にワイン特区指定を受けたことを契機に、現在では12市町村に広がり、ワイン関連産業を中心に多様な観光資源を有している。

一方で、ワイナリーや宿泊施設、温泉など観光関連事業では、担い手の高齢化や後継者不足などから、産業の持続性と今後の発展に懸念が持たれている。また、農村部の人口減少により担い手確保は厳しく、ワイン分野で見られる移住者の動きも他分野には十分波及していない。

そのため、本調査事業では、千曲川ワインバレーの観光産業における経営者・担い手の高齢化、慢性的な人手不足、後継者不足、事業継承停滞の実態把握と要因を明確にし、地域観光を持続的に支える人材確保・育成・継承、およびワイン産業に偏在する人材流入を他分野へ波及させるための施策検討に必要な課題整理を目的とする。

3. 事業の進め方

本事業は、北陸信越運輸局及び一般社団法人信州とうみ観光協会、一般社団法人長野県観光機構等（以下「連携先」という。）と連携して実施するものである。

請負事業者は、北陸信越運輸局及び連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

4. 事業対象地域

長野県東御市、上田市、小諸市

5. 事業内容

以下の（１）～（３）の各取組を行うこと。

- （１）事業対象地域（以下「本地域」という。）における人手不足・事業継承に関する実態調査
上記２．事業目的に記載の本地域における人材確保や事業継承停滞に関する課題等を明確にするため、本地域内の観光関連事業者に対してアンケートやヒアリングを通じて実態調査を行うこと。

① 調査対象及び調査内容

【調査対象】

本地域の観光関連事業者を抽出し、調査を行うこと。

(アンケートは40者程度、ヒアリングは10者程度)

【調査内容】

上記対象に対するアンケートおよびヒアリング

(調査項目は、従事者の数・年齢・スキル、後継者や事業承継の計画の有無、人材確保に関する課題と外部人材・関係人口の活用状況、DX導入状況 等)

② 分析

- ・アンケートやヒアリングの結果から課題や継承阻害要因を分析すること。
- ・分析結果については、当局プレスリリースやワークショップでの活用を想定しているため、図表等を用いた分かりやすい資料とすること。

③ 調査期間

令和8年8月～11月

※上記期間は目安である。本事業の効果が最大限得られる期間を確保すること。

④ その他

- ・調査・分析等に当たっては、上記2. 事業目的を達成できるよう適切な手法で行うこと。
- ・調査・分析等に当たって必要となる一切の手配を行うこと。
- ・調査・分析結果等について、都度北陸信越運輸局に共有すること。

(2) ワークショップの開催

上記5. (1) 調査結果を受け、観光関係者との好事例の共有や意見交換を行うワークショップを開催すること。

① 開催時期

令和8年12月～令和9年1月

※上記時期については目安である。最終的には北陸信越運輸局と協議のうえ決定する。

② 開催場所

本地域内

③ その他

- ・ワークショップの進め方について企画し、運輸局と協議のうえ決定すること。
- ・参加者への連絡調整や会場手配、資料作成、議事録の作成(写真画像を含む。)等、必要となる一切の手配を行うこと。

(3) 報告会の開催

上記5. (1) (2) に関する報告会を開催すること。

① 開催時期

令和9年2月頃

② 開催場所

本地域内

③ その他

参加者への連絡調整や会場手配、資料作成、報告会の議事録の作成(写真画像を含む。)等、必要となる一切の手配を行うこと。

6. 成果物の提出

(1) 次の事項について、8. 履行期限までに、北陸信越運輸局観光部観光地域振興課へ提出すること。

- ① 事業報告書…A 4 縦・横書き製本 2 部及び電子ファイル
- ② 事業報告書の概要版…電子ファイル一式
- ③ A 4 横書きとし、PowerPoint等を用いた写真や図等を取り入れたものを、1 ページに収めること。その他監督職員が指示したもの

※電子ファイルは、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint) において編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方とし、ディスクメディア (CD-R等) で提出するものとする。

(2) 成果物の提出先

新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号 新潟美咲合同庁舎 2 号館
北陸信越運輸局観光部観光地域振興課

7. 事業費について

事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

8. 履行期限

令和9年3月15日 (月) まで

9. その他

- (1) 請負事業者は、事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、北陸信越運輸局との間で密接な連携を図りつつ事業を実施するものとし、業務の進捗状況を逐次報告すること。また、北陸信越運輸局は業務期間中いつでも進捗状況の報告を求められるものとする。
- (2) 請負事業者は、主担当者、副担当者、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、担当からの問合せ等に即座に対応すること。
- (3) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (4) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えた場合は、その損害の賠償を行うものとする。
- (5) 国外及び日本の国内事情等により、不可抗力による問題が生じた場合については、北陸信越運輸局と協議のうえ、決定する。
- (6) 本事業について疑義が生じた場合は、その都度、北陸信越運輸局と協議のうえ、その指示に従い調査を進めること。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (7) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (8) 本事業の内容及び調査の遂行上知り得た秘密事項は、北陸信越運輸局の承認を得ないで他に漏らしたり、その他の目的に利用したりしてはならない。

10. 監督職員

北陸信越運輸局観光部観光地域振興課 担当官